

財務省告示第二百二十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年五月十六日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年六月二十二日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の
利付国庫債 （物価連動・十年）	第三回	十億円	二十九銭十六円六十
"	第四回	三十三億円	九銭十五円七十
"	第六回	十五億円	九銭十七円八十
"	"	二十五億円	九銭十七円九十
"	"	"	三九銭十七円九十
"	"	五十億円	四九銭十七円九十
"	"	六十億円	九九銭十七円九十
"	第八回	十四億円	九十九円七銭
"	"	三億円	九十九円十三
"	第九回	十五億円	三九銭十九円九十

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第十一回	〃
円四 百二 十六 億	十 億 円	十 七 億 円	〃	十 億 円	七 十 億 円	十 億 円	二 十 二 億 円	十 億 円	十 七 億 円
	百 円 六 十 九 銭	百 円 六 十 八 銭	百 円 六 十 七 銭	百 円 六 十 六 銭	百 円 六 十 五 銭	百 円 六 十 四 銭	百 円 六 十 三 銭	百 円 六 十 二 銭	四 九 銭 十 九 円 九 十